

こどもたちの権利 レポート①



「こどもの権利」と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか？

播磨町では、こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、こどもの権利をしっかりと守るまちづくりを進めるためのルール（条例）を作成中です！



こどもたちの権利でだいじなこと。

- 差別されないこと
- 命を守られ、成長できること
- 自分の気持ちや意見を自由に言えること
- こどものためになることを、一番に考えてもらうこと

令和7年6月～7月に「こどもの権利」について、播磨町立小学校の4年生と中学校の1年生を対象に、弁護士の先生による講演会を行いました！

どんな内容だったか、少しご紹介します。



みんなで考えてみよう！
いろんな意見を出し合いました

1 わたしのしあわせってなに？

2 そのしあわせなことができなくなったらどんな気持ち？

3 こんなばあい、あなたは どう思う？

- ①あるクラスメイトをいじめる「けんり」はあると思う？
- ②（小学生）学校におかしを持ってくる「けんり」はある？
- ③（中学生）学校にスマホを持ってくる「権利」はある？

人をいじめるけんり
はだれにもないよ！



①わたしのしあわせは「…」。 あなたのしあわせは？

「寝ること」「食べること」「ネコをナデナデしたい」「毎日野球をしたい」 などなど…

★『「しあわせ」ってひとりひとりちがうものだよ
ね。』とみんなで確認。

②そのしあわせなことができなくなったら…？

「家族が悲しむ」「自分のしあわせな時間がなくなる」 などなど、たくさんの意見が出ました。

★『人がしあわせに生きるために、人であればみんなが「権利」を持っているよ。権利があるから、しあわせに生きることができるんだね。』という話で、みんな納得！

③こんなばあい、あなたは どう思う？

いじめるけんりは「なし」の意見、おかし・スマホをもってくるのは「あり」「なし」どちらもの意見があがりました。

★『あなたがしあわせに生きる権利があるのと一緒で、周りの人たちもしあわせに生きる権利があるよ。あなたの権利も周りの人の権利もどちらも大事にすることでしあわせに生きることができるよ。』

自分の意見を言うだけでなく、周りの人の意見も聞き、また違う意見を聞く…そのやりとりがよかった！という声も…。

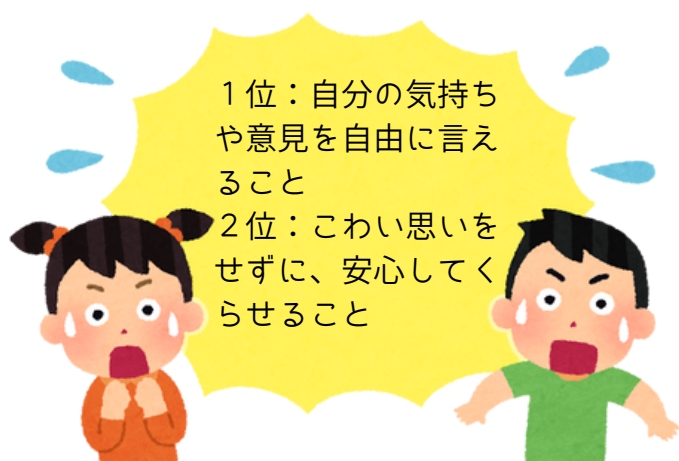


「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」をご存じですか？
こどもの権利条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。



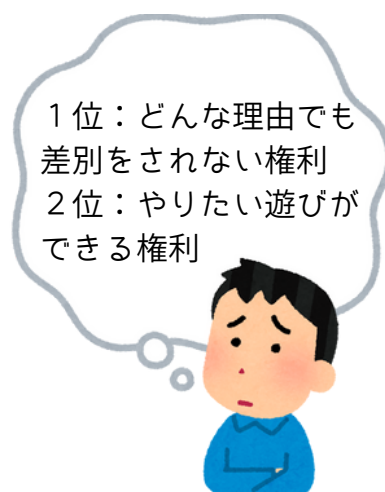
こどもたちのもっている権利の中で 「守られている権利」と「守られていないと思う権利」を教えて！

大人が思う、こどもたちの「守られていると思う権利」と「守られていないと思う権利」とこどもたちが思う、「守られていると思う権利」と「守られていないと思う権利」。シール投票を行ったところ、こんなに差がありました。



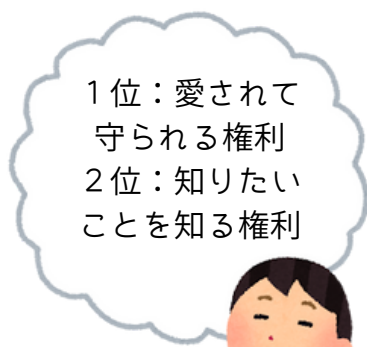
1位：自分の気持ち
や意見を自由に言え
ること
2位：こわい思いを
せずに、安心してく
らせること

こどもたちが思う
「守られていないと思う権利」



1位：どんな理由でも
差別をされない権利
2位：やりたい遊びが
できる権利

大人が思う
「守られていないと思う権利」



1位：愛されて
守られる権利
2位：知りたい
ことを知る権利

大人が思う
「守られていると思う権利」

ぜひ、お家でも
お子さんと一緒に、
「こどもの権利」
について話して
くださいね！



1位：愛されて、大事にさ
れること
2位：やってみたい学びや
挑戦ができること

こどもたちが思う
「守られていると思う権利」

播磨町では、こどもの権利を大事にするまちづくりをすすめます！

現在、町長から委嘱された小学4年生から中学2年生の「こども会議委員」15名が、播磨町のこども権利条例を作るため活動中です。

委員のみなさんが一生懸命考えた条例の候補名3つのうち、小学4年生から中学3年生のみなさんに投票してもらいました！

こどもたちと一緒につくっているこどもの権利条例。
ただいま、条例（案）に対するご意見募集中！
こどもたちの思いが詰まっている条例。ぜひご覧ください。

播磨町
ホームページ⇒

